

御意見及びそれについての考え方

御意見	考え方
今回の省令改正は、デジタル庁が公開した工程表に基づき改正を要するものとされた条文の改正と思われる。(工程表は下記のデジタル庁のアドレスにあるもの) https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/ 当該工程表には、貴省が所管する省令において、記録媒体の見直しに係る改正について同一の言葉を用いていながら改正の要否が異なっているものが一定数見受けられる。 具体的には、下記の条文一覧のとおりである。 本件のように、同一の理由により複数の省令を束ねて改正する場合には、同一の言葉については一度に改正するものと思われるが、どのような基準により改正要否に係る判断が分かれているのかご教示ください。 意見提出の目的は、地方公共団体において同様の改正を行うに当たり、条文の改正要否の考え方を明確化するためである。 原案のように改正要否が条文ごとに異なる場合、地方公共団体における改正要否の検討に苦慮している状況にある。(特に、記録媒体の見直しについては、改正による具体的な意味内容の変化が乏しいために、殊更検討が難しい状況にある。) 改正するのであれば全て改正する、改正しないものがある場合には改	御意見ありがとうございます。 本省令においては、農林水産省単管の省令のうち、原則として、 ① 「フレキシブルディスク」「シー・ディー・ロム」のように具体的な記録媒体名を定めているものについては記録媒体名の抽象化をするための改正を行った上で、 ② 民間手続のうち申請・交付等についてはオンラインによることを可能とするため、作成・保存等についてはクラウドサービス等の利用が可能である旨の明確化をするための改正を措置しているところです。 このため、既にオンラインによる申請・交付等が可能であることが明確となっているもの(日本農林規格等に関する法律施行規則第 54 条第 2 項第 2 号等)、他省庁と共管であるもの(愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等)については、本省令の改正対象としておりません。 なお、上記の原則に当てはまらないものであっても、同様の制度との並びや個別の必要性を勘案した結果、改正対象としているものもございます。

正しない理由を明示していただければ幸いです。

下記、工程表で改正不要とされ、かつ、今回の規則改正一覧に存在しない条文

- ・ 日本農林規格等に関する法律施行規則第 5 4 条第 2 項第 2 号
- ・ 家畜伝染病予防法施行規則第 5 6 条の 2 第 2 項
- ・ 輸出水産物の振興に関する法律施行規則第 1 2 条第 1 項第 2 号
- ・ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第 6 4 条第 2 項第 2 号
- ・ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第 2 5 条第 2 項第 2 号
- ・ 森林組合法施行規則第 1 0 条第 4 項第 1 号
- ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 4 条第 1 項第 2 号、第 6 条第 1 項
- ・ 樹木採取権登録令施行規則第 1 1 条第 2 項

【参考】ほぼ同一の表現でありながら、改正要否が異なっているものの例

土地改良法施行規則（今回改正する条文）

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十二條の二 法第二十六條第二項（法第百十一條の二十八において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を

電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

輸出水産業の振興に関する法律施行規則（改正不要とされているもの）

（情報通信の技術を利用する方法）

第十二条 法第十二条第三項（法第二十条において読み替えて準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号。以下「準用協同組合法」という。）第二十七条第八項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ニ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

「デジタル一括法に伴う改正」について、農林水産省令が「具体的な揭示方法」を定めることはデジタル一括法の規定から明らかなのであって、省令の内容として実質的なものは、「具体的な揭示方法」がどのようなものである。にもかかわらず、本案は、どのように「具体的な揭示方法」を規定するのか明らかなではなく、案の内容が「具体的かつ明確な内容のもの」であるとは到底言えないから、行政手続法に基づく意見募集手続の要件を満たしておらず、改めて意見募集手続を行うべきだ。	御意見ありがとうございます。 改正の趣旨をわかりやすくするため概要にはあえて重ねて記載はしてありませんでしたが、デジタル一括法に伴う改正については、御指摘のとおりいずれも書面揭示規制に関する内容であり、その具体的な方法については、概要中 2 ②に記載のとおりです。
--	--